

はじめに

第1 整備管理計画とは

森林は、その存在によって豊かな水を育み、土砂の崩壊や流出を防ぎ、二酸化炭素の吸収・貯蔵、保健休養の場の提供、そして木材等林産物の生産など、私たちの暮らしに深く関わっています。

道民共通の財産である道有林野(以下「道有林」という。)を末永く守り育てていくためには、森林の適切な整備及び適正な管理に関する基本的な考え方を定め、計画的に取り扱っていく必要があります。

そこで、道では、「道有林野の整備及び管理に関する規程」(平成14年4月1日訓令第17号)の第5条及び第8条の規程に基づき、道有林全体の森林づくりの基本方針を定める道有林基本計画を策定するとともに、道有林を13の区域(管理区といいます)に分けて、地域の特性を踏まえつつ、目指す森林の姿や施業方法、施業仕組、計画量等を定める整備管理計画を策定しています。

なお、整備管理計画の策定に当たっては、知事がたてる地域森林計画及び市町村がたてる市町村森林整備計画の内容と調和を図ることとしています。

道有林基本計画	整備管理計画
【期間】 前期5年、後期5年の10年間	【期間】 前期5年、後期5年の10年間
【内容】 基本方針及び大綱、森林資源の現況、森林の取扱いの基本、伐採・更新・路網の整備などの事業の考え方及び全体事業量等	【内容】 森林づくり(森林施業)の方向性、森林資源の現況、伐採・更新・路網の整備などの事業の計画等

※参考 道有林基本計画の基本方針

- 1 森林の多面的機能の持続的発揮
 - (1) 期待される機能に応じた森林の整備の推進
 - (2) 森林の保全の推進

- 2 地域と一体となった森林づくり
 - (1) 地域の森林づくりの促進
 - (2) 道有林材の戦略的な供給
 - (3) 森林の多様な利用の推進



第2 整備管理計画策定の経過

道民の理解と協力を得ながら地域に根ざした道有林の整備・管理を進めるためには、計画を策定する段階において、地域の意見やニーズをお聞きすることが大切だと考えています。

このことから、平成28年9月には平成29年度を始期とする「整備管理計画」の策定に伴い、森林整備に対する意見やニーズを把握するため、地域住民等を対象に「地域住民と創る道有林」を開催しました。

検討会等においては、以下のような意見等が多数寄せられており、本計画では、これらの意見を十分に踏まえ作成しています。

次期整備管理計画策定に係る現地検討会「地域住民と創る道有林」

○開催日時:平成28年9月29日

○開催場所:[現地] 十勝管理区211林班他、[室内]十勝森林室会議室

○参加者:林業関係 2名、林産関係 1名、市町村関係 4名、その他 2名 計 9名

○現地検討内容

- ・植栽(複層林施業)予定地 214林班52小班 8.48ha トドマツ
- ・人工林間伐箇所 214林班60小班 13.12ha トドマツ
- ・人工林主伐(複層林施業)予定地 212林班55小班 16.97ha カラマツ
- ・天然林間伐予定地 211林班30小班 28.92ha トドマツ

○室内検討内容

- ・道有林基本計画のあらまし(道有林課)
- ・十勝管理区の概要・森林整備(森林室)

○主な意見及び質問

- ・台風被害により風倒木が発生しているが、計画を立て早急に森林復旧をお願いする。
- ・現在の人工林の林齢構成では持続的な森林整備に対して不安が残る。
持続的なバランスに配慮した森林整備をお願いする。
- ・道有林創設110周年を踏まえ、道有林内にある看板の名称を修正してはどうか。
- ・複層林施業の帯状伐採の幅はどれくらいか。
- ・道有林ではどのような考えで列状間伐を行っているのか。



第3 森林の働き

森林には様々なはたらきがあります。
道有林も、北海道の森林の一部として同じように、それらの役割を担っています。

○水源を守る

森林の土は、落ち葉やそれを分解して利用する微生物、あるいは小動物のはたらきで、スポンジ状になっています。
そのすきまに雨水を貯め、ろ過しながらゆっくりと流し出していきます。
これによって、農業用水や飲料水が一年中かれることなく利用できます。



○災害を防ぐ

樹木は大地に根をしっかりと張って山崩れを防ぎ、住宅や道路などを守ります。
また、木の葉や、下草によって、雨水が直接地面をたたき事がないので、土が流れ出るのを防ぎます。

○生活環境を守る

樹木は、光合成により空気をきれいにし、二酸化炭素を樹木内に固定するほか、強い風をさえぎり、飛砂や騒音などから生活を守るはたらきがあります。



○野生生物のすみかを守る

木や草、鳥や獣、虫など、森林にはさまざまな生き物が生活しています。
森林は、さまざまな生き物が、食物を得たり、子育てをしたりする場所です。
鳥や獣はもちろん、虫や菌類も、森林の恵みを受けて生きています。

○レクリエーションや休養の場として

森の緑や、鳥の声、川のせせらぎの音などは、人の心を和らげるはたらきがあります。
また、木から発散されるフィトンチッドには、リフレッシュ効果のほかに、殺菌作用などもあることが知られています。



○木材を供給する

森林の恵みである木材は、古くから住宅や家具、紙などの原料として利用されています。
木材は、再生できる資源であるだけでなく、加工が容易で、環境に対する負荷が小さい原料でもあります。

第4 計画の基本的事項

道有林を取り巻く情勢の変化や今後の課題を踏まえ、次の基本的事項に従って森林の整備・管理を進めます。

1 森林の多面的機能の持続的発揮

(1) 期待される機能に応じた森林の整備の推進

水源のかん養や山地災害の防止など森林の公益的機能の維持増進を図るという基本的な考えの下、道有林全域について公益的機能の発揮を期待する森林に位置づけるとともに、効率的かつ持続的な森林経営を確保するための森林経営計画を策定し、長期的な視点に立って計画的に森林の整備・管理を進めます。

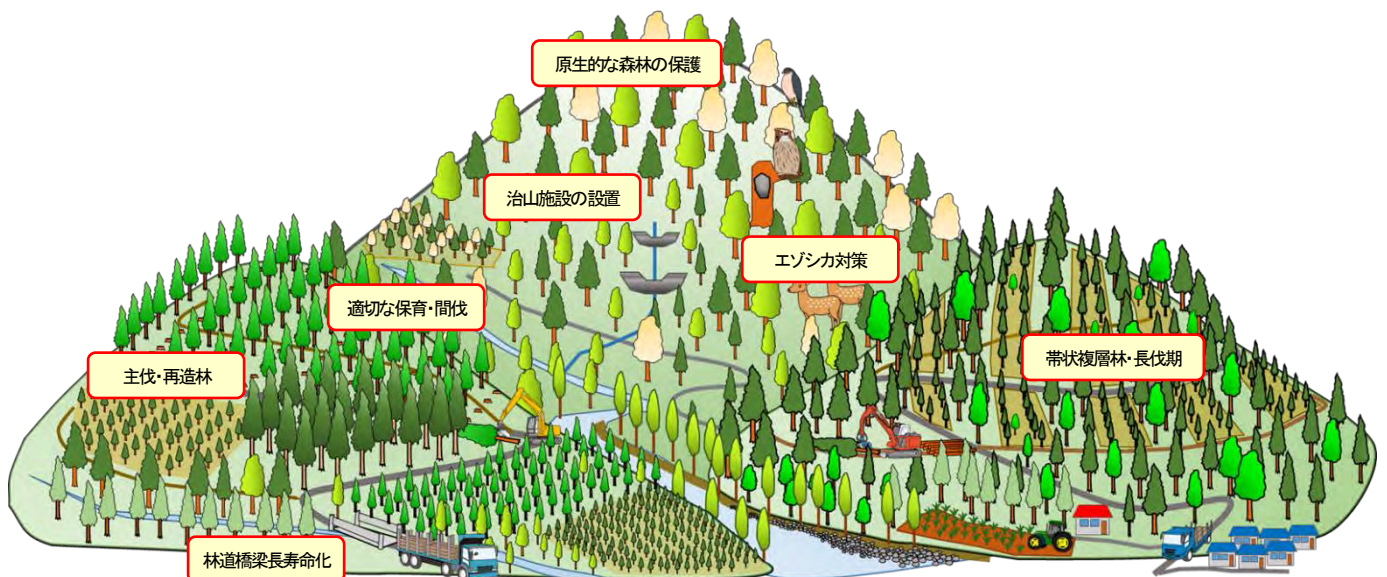
また、樹木の生育が良く、地形が緩やかで路網が整備されているなど効率的な施業が可能な人工林等については、主伐・再造林を積極的に進め、適切な施業を通じて生産される木材の供給量を拡大するなど森林資源の循環利用に率先して取り組み、木材等生産機能をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮する森林づくりを推進します。

さらに、温室効果ガスによる地球温暖化を防止する観点から、主伐後の着実な再造林や計画的な間伐の実施により、森林の二酸化炭素の吸収作用が維持・回復されるよう配慮するとともに、炭素の貯蔵や二酸化炭素の排出削減に資するため、木材や木質バイオマスの利用拡大などに取り組みます。

(2) 森林の保全の推進

原生的な森林や希少な野生生物の生息・生育の場の保護などに積極的に取り組むとともに、人工林の伐採・更新に当たっては、画一的な取扱いを避け、異なる森林のタイプや生育段階から構成されたバランスのとれた森林を造成するなど、森林生態系の多様性を確保し生物多様性の保全に努めるほか、エゾシカや病害虫等による森林被害を防止・軽減し、森林の健全性の維持・回復を図ります。

森林の公益的機能の確保が特に必要な保安林については、適切な森林の整備や、治山施設の設置及び維持管理を行うとともに、近年頻発している自然災害を踏まえ、事前防災・減災に向けた治山対策を一層推進します。また、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、水資源保全地域に指定されている森林については、水源かん養保安林の指定を進め、良質な水の安定供給に配慮した森林施業を推進します。



【森林の多面的機能の発揮のイメージ図】

2 地域と一体となった森林づくり

(1) 地域の森林づくりの推進

一般民有林の森林所有者との協定の締結等による共同施業・共同出荷や森林認証の取得拡大、低密度植栽や造林作業の機械化など低コスト化につながる施業方法の実証・普及等に取り組み、森林づくりの先導的な役割を果たしながら、地域と一体となって森林づくりを進めます。

また、道有林野事業の計画的な実施を通じて、林業事業者による共同事業を推進するとともに、素材生産を担う林業事業者に対して長期的かつ弾力的に事業を発注する仕組みを導入するほか、林業労働力や労働安全衛生の確保、林業生産性の向上等を促すなど、地域の森林整備の担い手となり得る林業事業者の育成に努めます。

(2) 道有林材の戦略的な供給

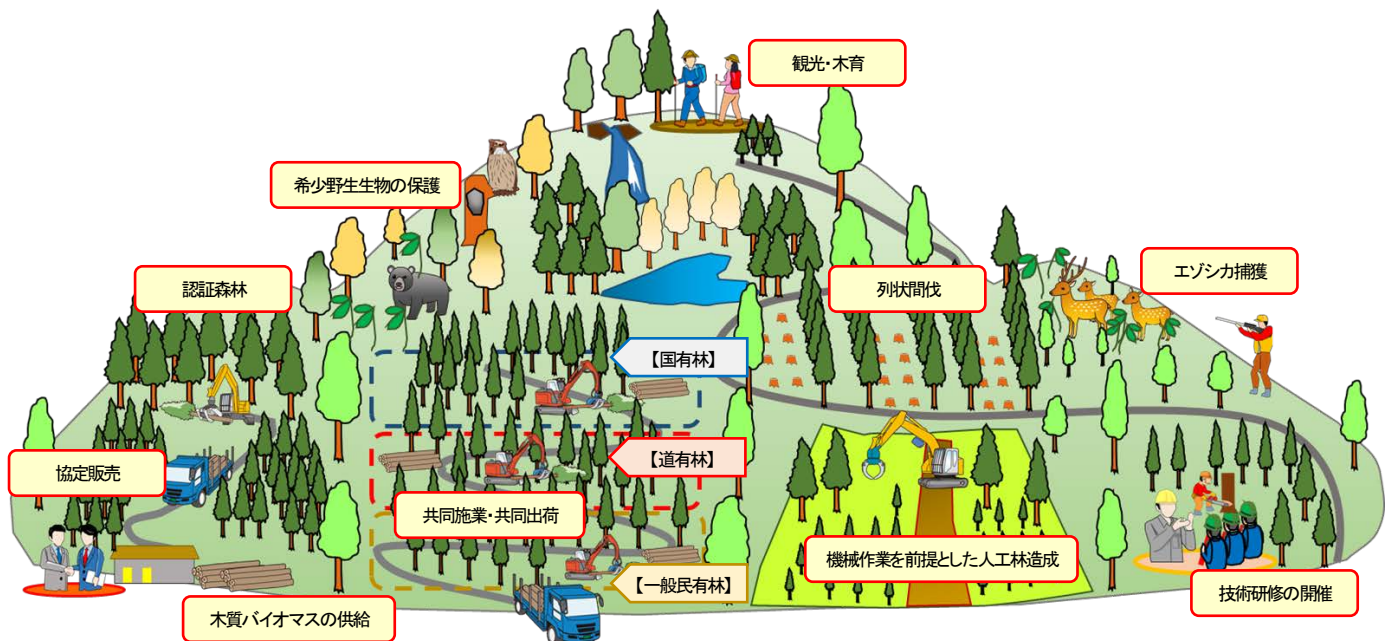
地域の林業・木材産業等の健全な発展に向けて、適切な森林施業を通じて生産される木材を計画的かつ安定的に供給するよう努めます。

また、森林認証材や木質バイオマスの需要の拡大、CLT等の新たな製品・技術の開発や地域のニーズなどを踏まえ、道産木材の需要拡大を目的として木材加工業者等と協定を締結し、計画的に木材を販売する「協定販売」を一層推進するなど、今後、生産量が増加する道有林材を戦略的に供給し、本道における原木の安定供給体制の構築に寄与します。

(3) 森林の多様な利用の推進

地域のニーズや要請を踏まえ、道有林が森林レクリエーションや観光等の場として多面的に活用され、地域の振興につながるよう森林の適切な整備・管理に努めます。

また、道有林のフィールドを森林体験学習の場として提供するなど、木育を通じて森林づくりに対する道民の理解と参加を促進します。



【地域と一体となった森林づくりのイメージ図】